

北海道電力株式会社の電気料金再値上げに関する意見書

北海道電力株式会社は、泊原子力発電所が停止する中、火力発電所の稼働増による燃料費の増加などを理由に、昨年9月の値上げに続き、2度目となる大幅な電気料金の値上げを申請し、これが実施される方向となった。

再値上げが実施されると、値上げ幅は、家庭用など規制部門では平均15.33%、激変緩和措置の導入期間でも平均12.43%にも及ぶほか、産業など自由化部門の値上げも実施する方向であることから、市民生活や経済への影響は看過できない状況となっている。

本市では国の経済政策の効果を実感できる状況にはなく、さらに灯油価格の高騰により、これから迎える冬においては、市民生活はますます厳しい状況に置かれていくものと思われる。

企業においては、電力消費量も多いことから、電気料金の値上げによる影響が大きく、とりわけ、コストの増加を製品価格に転嫁することが困難な中小企業においては、企業活動の継続そのものを脅かしかねない状況にあり、円安や電力用を主とした国内需要の高まりによる石油価格などの高騰や、資材価格の値上がりとも相まって、経済界からは「死活問題であり、廃業や北海道から撤退する企業も出かねない」との声も寄せられるなど、まさに「経営危機」に直面する状況となっており、公定価格である医療関係者からも同様の声が寄せられている。

よって、国においては、このような厳しい実情を踏まえ、北海道電力株式会社の電気料金再値上げに関し、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 北海道電力株式会社における経営合理化をはじめ、企業努力をさらに徹底して進めるよう指導すること。
- 2 電気料金の値上げ影響緩和のため、大口需要家など電気料金の値上げの影響が特に大きい企業や厳しい経営環境にある中小企業、医療機関などに対し、省エネ設備や自家発電施設の導入などの支援の拡充を行うこと。
- 3 長期的視点に立って、再生可能エネルギーの促進に資する送電網の早急な整備など、電力やエネルギーを安価で安全かつ安定的に供給する施策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成26年10月17日

帯 広 市 議 会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣 あて